

第1浄水場更新事業

募集要項

令和7年12月

篠栗町

目 次

1 募集要項の位置づけ-----	1
2 本事業の概要-----	1
2.1 事業内容に関する事項-----	1
3 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項-----	7
3.1 事業者の選定に関する事項-----	7
3.2 プロポーザル参加資格に関する事項-----	7
3.3 事業者の募集及び選定のスケジュール-----	11
3.4 応募の手続き-----	13
3.5 参加に関する留意事項-----	15
4 事業者の選定-----	16
4.1 優先交渉権者の決定-----	16
5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項-----	17
5.1 事業契約に関する基本的な考え方-----	17
5.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方-----	17
5.3 対象業務における要求水準-----	18
5.4 篠栗町による事業の実施状況のモニタリング-----	18
6 対象施設等規模及び配置に関する事項-----	18
6.1 規模に関する事項-----	18
7 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項-----	19
8 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項-----	19
8.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合-----	19
8.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合-----	19
9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項-----	19
9.1 財政上及び金融上の支援に関する事項-----	19
9.2 その他の支援に関する事項-----	19
10 その他特定事業の実施に関し必要な事項-----	19
10.1 必要事項等の追加-----	19
10.2 参加者を構成する法人等の名称の公表-----	19
10.3 本事業に関する問い合わせ-----	20

【別紙】

- 別紙 1 事業場所
- 別紙 2 更新対象事業範囲
- 別紙 3 リスク分担表（案）
- 別紙 4 事業スキーム（例）
- 様式 1 現地見学会への参加申込書
- 様式 2 募集要項等に関する質問書
- 様式 3 技術対話への参加申込書

1 募集要項の位置づけ

第1浄水場更新事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、篠栗町が「第1浄水場更新事業」（以下「本事業」という。）をDBO（Design Build Operate）方式により実施するために、公募型プロポーザル方式を用いて本事業に係る事業者の募集及び選定を行う際、プロポーザル応募者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

2 本事業の概要

2.1 事業内容に関する事項

2.1.1 事業名称

第1浄水場更新事業

2.1.2 事業場所

別紙1のとおり。

2.1.3 管理者の名称

篠栗町長 三浦 正

2.1.4 事業の目的

本事業は、老朽化が進む第1浄水場について、浄水機能の確保及び水道水質向上（カビ臭対策）を目的として浄水施設の更新を行うものである。

併せて篠栗町水道事業における水源、浄水場、配水池、送水ポンプ場などの全施設について維持管理を適正に実施し、良質で安定した水道水の供給を行うことを目的とする。

なお、篠栗町は「ゼロカーボンシティささぐり」宣言を行っており、本事業において創エネルギー及び省エネルギーの両面から脱炭素化を図るものとし、脱炭素化に関連する補助金事業を活用し事業を実施する。

2.1.5 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記のとおりである。

（1）対象施設

○設計建設業務対象施設

設計建設業務対象施設		概要
第1浄水場	浄水施設等一式	<ul style="list-style-type: none">・用地造成、土木・建築構造物、機械・電気設備、場内配管及び場内整備を対象とする。・急速ろ過方式とする。・カビ臭対策機能を付加する。

		<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の撤去は含まないが、工事に必要な個所の撤去工事は含むものとする。 再生可能エネルギー設備を導入する。 更新対象事業範囲は別紙 2 のとおり。
--	--	--

○運転維持管理業務対象施設

施設区分		施設名称	住所
浄水場施設	浄水場	第 1 浄水場（既設※）	篠栗町大字篠栗 3766 番地 5
		第 1 浄水場（新設）	篠栗町大字篠栗 2977 番地
		第 2 浄水場	篠栗町大字和田 129 番地 1
		城戸浄水場	篠栗町大字篠栗 888 番地 2
場外施設	水源	城戸取水井	篠栗町大字篠栗 896 番地 15
		1 号取水井	篠栗町大字和田 371 番地 3
		2 号取水井	篠栗町大字和田 352 番地 3
		3 号取水井	篠栗町大字和田 344 番地 6
		4 号取水井	篠栗町大字和田 129 番地 1
		5 号取水井	篠栗町大字和田 373 番地 2 先
		10 号取水井	篠栗町大字和田 170 番地 3
		11 号取水井	篠栗町大字和田 433 番地 1
		12 号取水井	篠栗町大字津波黒 688 番地
		山王取水井	篠栗町大字篠栗 2349 番地 1
	配水池	第 1 浄水場配水池	篠栗町大字篠栗 3795 番地 2
		第 2 浄水場配水池	篠栗町大字和田 129 番地 2
		城戸配水池	篠栗町大字篠栗 1045 番地 2
		高部（勝負谷）配水池	篠栗町大字篠栗 4585 番地 6
		若杉配水池	篠栗町大字若杉 738 番地 1
中継ポンプ場	中継ポンプ場	池の端配水池	篠栗町大字津波黒 111 番地 50
		金出配水池	篠栗町大字金出 3279 番地 24
		彩り台受水槽	篠栗町彩り台 346 番地 15
		勝負谷中継ポンプ場	篠栗町大字篠栗 4270 番地 3
		若杉中継ポンプ場	篠栗町大字若杉 1037 番地 7
		池の端中継ポンプ場	篠栗町大字津波黒 119 番地 3
		金出中継ポンプ場	篠栗町大字金出 3260 番地 1 先
		彩り台中継ポンプ場	篠栗町彩り台 346 番地 15
水道用地		篠栗公園管理地	篠栗町中央六丁目 4220 番地 2

	今里団地管理地	篠栗町庄六丁目 447 番地 6
--	---------	------------------

※既設第1浄水場施設の運転維持管理業務は、令和9年4月から新設第1浄水場施設の運用開始までの期間とする。

(2) 対象業務

① 設計建設業務

表 設計建設業務の内容

区分	業務	内容
調査業務	測量調査	設計・建設に必要な部分の測量調査を行う。
	地質調査	令和5年度に地質調査を実施しているが、設計・建設に必要な部分の地質調査を行う。
	埋設物調査	既設図面及び現地において埋設物の位置が把握できない場合の試掘等の調査を行う。
設計業務	基本設計	提案内容や調査業務の結果に基づき、基本設計を行う。
	詳細設計	提案内容や調査業務の結果に基づき、詳細設計及び設計図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る篠栗町の支援を行う。
建設工事業務	工事業務	各種工事及び工事現場監理業務を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請により許可を受ける。
	各種調査業務	建設工事に伴う、電波障害調査、周辺環境調査、生活環境影響調査等について事前及び事後調査を行う。

② 運転維持管理業務

運転維持管理業務対象施設について、次に示す業務を行う。なお、第1浄水場既存施設の運転維持管理業務は令和9年4月1日から第1浄水場新設施設の運用開始までの期間とし、第1浄水場新設施設の運用開始後は、第1浄水場新設施設（既設利用施設を含む）について運転維持管理業務を実施する。

ア) 委託方式

運転維持管理業務対象施設は、水道法第24条の3によらない委託（法定外委託）とする。

- ④) 浄水場運転維持管理業務
 - a. 運転管理業務
 - ・運転監視操作業務
 - ・水質管理業務（毎日水質検査、定期水質検査補助を含む）
 - ・薬品調達管理業務
 - ・保安管理
 - ・衛生管理業務
 - ・文書等管理業務
 - b. 維持管理業務
 - ・保守点検業務（巡回点検、定期点検、法定・自主点検等）
 - ・修繕業務
 - 突発修繕、簡易な補修・修繕（既存施設の設備、新設設備）
 - c. 緊急対応業務
- ⑤) 場外施設（取水井、中継ポンプ場、配水池）
 - a. 運転管理業務
 - ・運転監視操作業務
 - ・薬品調達管理業務
 - ・保安管理
 - ・衛生管理業務
 - ・文書等管理業務
 - b. 維持管理業務
 - ・保守点検業務（巡回点検、定期点検、法定・自主点検等）
 - ・修繕業務
 - 突発修繕、簡易な補修・修繕（既存施設の設備、新設設備）
 - c. 緊急時対応業務
- ⑥) 水道用地
 - ・保安管理
 - ・衛生管理業務
- ⑦) その他
 - ・検満量水器交換、工事立会補助、浄化槽保守点検、施設見学補助、定期水質検査補助

2.1.6 事業方式

本事業は、第1浄水場更新の実施設計業務、並びに更新工事等及び篠栗町水道施設の運転維持管理業務を一括して実施する「DBO方式」である。

2.1.7 事業期間

本事業は、基本契約締結の日から令和 26 年 3 月 31 日までを事業期間とする。

維持管理については、現在の「篠栗町水道施設運転維持管理等包括業務委託」の受託者から運転管理方法等について十分に引き継ぎ、事業開始すること。

「篠栗町水道施設運転維持管理等包括業務委託」

受託者：株式会社ウォーターエージェンシー九州北オペレーションセンター

業務委託期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2.1.8 事業スケジュール

項目	予定
基本契約の締結	令和 8 年 4 月
設計建設工事請負契約の締結	令和 8 年 5 月
運転維持管理業務委託契約の締結	令和 9 年 3 月
設計・工事期間	令和 8 年 6 月～令和 11 年 5 月 (3 年間)
建設完了	令和 11 年 5 月
運転維持管理期間	令和 9 年 4 月～令和 26 年 3 月 (17 年間)
契約終了	令和 26 年 3 月 31 日

2.1.9 見積上限額

本事業の見積上限額は次のとおりとする。

3, 614, 000, 000 円(消費税及び地方消費税を除く)

2.1.10 最低制限額

本事業について、最低制限額は設けない。

2.1.11 サービスの範囲と水準

事業者は事業期間にわたり要求水準書に示す水準を確保するものとし、篠栗町は提供されるサービスに対し建設工事請負契約書及び運転維持管理業務委託契約書に基づき、その対価を支払う。

2.1.12 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり、以下の関係法令等を遵守する。

(1) 関係法令等

- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・その他関連法令及び条例等

（2）指針及び各種基準等

本事業に適用する技術基準等は以下のとおりであり、契約時点において最新版を適用するものとする。ただし、同等性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれらを適用するものとする。

- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- ・土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）
- ・その他本事業に関連する要綱、指針及び各種基準等

3 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

3.1 事業者の選定に関する事項

3.1.1 事業者の選定方法

本事業における事業者の募集及び優先交渉権者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

なお、本事業のプロポーザル参加手続きは、以下のとおり実施することを予定している。

(1) プロポーザル参加資格確認

プロポーザル参加資格の確認として、令和6・7・8年度篠栗町競争入札参加資格者名簿に登録されていることとともに一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

(2) 提案内容の審査

上記(1)において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、プレゼンテーションを通じてヒアリングを行う。

3.1.2 プロポーザル審査委員会の設置

篠栗町は、優先交渉権者の選定に際して、「篠栗町プロポーザル等審査委員会設置要綱（平成31年要綱第6号）」に基づき、委員会を設置する。

3.2 プロポーザル参加資格に関する事項

3.2.1 応募者の構成

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ・応募者は、複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募者を構成する企業等を「構成員」とする。また、構成員より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」という。
- ・応募グループは、設計建設を行う企業（設計企業・建設企業）及び本施設の運転維持管理業務を行う企業（運転維持管理企業）を含む企業により構成されることとする。
- ・構成員の企業数は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。
- ・代表企業は国内の上下水道事業等でのDB(Design Build)又はDBOにおいて、構成員としての実績を有すること。
- ・代表企業は本事業を統括する総括責任者を配置すること。
- ・代表企業の変更は、原則として認めない。
- ・プロポーザル参加資格確認申請書の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構

成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると篠栗町が認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。

- ・応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名等及び携わる業務について明らかにするものとする。
- ・応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。なお、選定されなかった応募グループの構成員は本事業に携わることはできないが、協力企業はこの限りではない。
- ・応募グループは、本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り町内業者を活用するよう努めること。

3. 2. 2 応募者のプロポーザル参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

プロポーザルに参加できる応募グループの構成員及び協力企業は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- ①プロポーザル方式により優先交渉権者を決定しようとする業務の実施年度において、町の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - ②町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ③地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）でないこと。
 - ⑤次のア)からカ)までのいずれの場合にも該当しないこと
- ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

か) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑥応募者は、候補者決定までの間に、①から⑤に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(2) 各業務の実施企業の資格要件

応募グループは、本施設の設計、工事及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の設計、工事及び運転維持管理の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

① 設計に関する要件

設計を担当する企業は、次の各要件を全て満たすこと

ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。

ウ) 令和 6・7・8 年度篠栗町競争入札参加資格者名簿の測量・建設コンサルタント等に登録された者であること。

エ) 国内において平成 22 年 4 月 1 日以降に浄水処理能力 4,200 m³/日以上の急速ろ過施設を含む浄水場（上水道）の新設又は全面更新に係る設計業務実績を有すること。

② 工事に関する要件

工事を担当する企業は、次の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、機械器具設置工事及び電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。

イ) 令和 6・7・8 年度篠栗町競争入札参加資格者名簿（該当業種）に登録された者であること。

ウ) 参加表明書の提出期限日において、篠栗町の令和 6・7・8 年度競争入札参加資格者名簿（該当業種）の格付が「A」であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、1 社がその要件を満たすこと。

エ) 国内の水道施設工事又は機械器具設置工事において、1 社が元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のもの）として、平成 22 年 4 月 1 日以降に浄水処理能力が 4,200 m³/日以上の急速ろ過施設（上水道）の新設又は全面更新をした工事実績があること。

③運転維持管理企業に関する要件

運転維持管理企業は、次の要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

ア) 令和 6・7・8 年度篠栗町競争入札参加資格者名簿の役務等の提供・維持・管理業務又は役務等の提供・保守点検・整備に登録された者であること。

イ) 国内で水道事業又は水道用水供給事業に係る浄水場（急速ろ過方式、浄水処理能力 4,200 m³/日以上）で 24 時間 365 日連続して、平成 22 年 4 月 1 日以降に 10 年以上の運転監視における運転管理業務委託の実績を有すること。なお、同一施設ではなくてもよい。また、業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

ウ) 次に掲げるいずれか一つに該当する有資格者を配置できること。

- ・水道技術管理者（水道法第 19 条に定めるものをいう）の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が 5 年以上ある者。

- ・水道浄水施設管理技士 1 級の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が 5 年以上ある者。

（3）応募者の制限

以下の者は本事業に応募することができない。

①審査委員会の審査委員と資本面又は人事面において関連がある者。

②本事業のアドバイザリー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。ここで、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。なお、本事業のアドバイザリー業務に関わっている者は以下のとおりである。

オリジナル設計株式会社

みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

（4）応募者が参加資格を喪失した場合の取り扱い

①参加資格確認結果の通知の翌日から提出書類の提出までの間、構成員がプロポーザル参加資格を欠くことに至った場合、当該参加グループは、プロポーザルに参加することができない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、プロポーザル参加資格要件を満たす企業に変更し、プロポーザルに参加することを認めるものとする。

②提出書類の提出の翌日から優先交渉権者決定日までの間、構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、当該参加グループを優先交渉権者の審査対象から除外する。

3.2.3 特別目的会社（SPC）の設立に関する要件

- (1) 優先交渉権者の構成員は、運転維持管理業務委託契約の契約締結までに特別目的会社（SPC）を設立すること。
- (2) 特別目的会社（SPC）は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、篠栗町内かつ本施設の近傍に本店を置くこと。なお、無償で本施設内に設置することを認める。
- (3) 特別目的会社（SPC）の設立にあたっては、運転維持管理業務が長期にわたり主となることを鑑み運転維持管理企業を代表とする特別目的会社とすること。
- (4) 特別目的会社（SPC）への出資は優先交渉権者の全ての構成員によるものとし、優先交渉権者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50% を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50% を超えるものとすること。
- (5) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社（SPC）の株式を保有するものとし、篠栗町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- (6) 代表企業と構成員との間で出資に関する協定を締結していること。

3.2.4 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 共同企業体の運営形態は、任意とする。
- (3) 篠栗町と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該工事の完成後 3 か月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帶してその責を負うものとする。

3.3 事業者の募集及び選定のスケジュール

3.3.1 スケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

日程	実施事項
令和 7 年 12 月 19 日（金）	プロポーザル公告及び募集要項等の公表
令和 8 年 1 月 7 日（水）～ 令和 8 年 1 月 9 日（金）	現地見学会の実施
令和 8 年 1 月 13 日（火）～ 令和 8 年 1 月 19 日（月）	募集要項等に関する質問の受付

令和8年1月30日(金)	募集要項等に関する質問への回答の公表
令和8年2月2日(月)～ 令和8年2月6日(金)	参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書と技術対話への参加申込書の受付
令和8年2月13日(金)	参加資格確認結果の通知
令和8年2月16日(月)～ 令和8年2月20日(金)	技術対話の実施
令和8年3月4日(水)～ 令和8年3月6日(金)	提出書類の受付
令和8年3月17日(火)～ 令和8年3月19日(木)	プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング
令和8年3月下旬頃	優先交渉権者決定
令和8年4月中旬頃	基本契約の締結
令和8年5月中旬頃	事業契約の締結

3.3.2 募集要項に関する現地見学会、質問受付及び回答等

(1) 現地見学会

篠栗町は、希望者に対し現地見学会を実施する。

・実施日

令和8年1月7日（水）から令和8年1月9日（金）までの9時から16時までの篠栗町が指定する時間とする。見学会の所要時間は3時間以内を予定している。

・見学場所

第1浄水場

・申し込み方法

現地見学会への参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、「10.3 本事業に関する問い合わせ」の宛先に申し込むこと。事前申し込み期間は令和7年12月19日（金）から令和8年1月5日（月）16時までとする。

・注意事項

現地見学会当日は、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする）を持参すること。プロポーザル参加予定グループ合同での参加を基本とし、1企業の参加人数は2名以内、グループ全体で10名以内とする。また、現地見学会時は詳細な調査、測量、資料閲覧は可能とするが、資料閲覧の際の資料の複写等は、参加者の負担で行う。なお、現地見学会では質問は受け付けない。

(2) 募集要項等に関する質問受付及び回答

募集要項等に関する質問受付は以下の要領により行う。

① 募集要項等に関する質問受付

- ・受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月19日（月）16時まで

- ・提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。宛先は、「10.3本事業に関する問い合わせ」のとおりである。

②回答の公表

- ・公表日

令和8年1月30日（金）

募集要項に関する質問に対する回答は、本事業に係る篠栗町のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

3.4 応募の手続き

3.4.1 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出

応募者は、参加に必要な書類を下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

「提出書類作成要領及び様式集」参照のこと。

(2) 提出方法

持参による。

- ・受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）16時まで

- ・提出先

「10.3 本事業に関する問い合わせ」まで

3.4.2 参加資格確認結果の通知

プロポーザル参加資格確認結果は、プロポーザル参加資格確認申請を行った応募者の代表企業に対して、令和8年2月13日（金）までに篠栗町から書面により通知する。

3.4.3 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

プロポーザル参加資格確認結果の通知により、プロポーザル参加資格がないとされた応募者は、篠栗町に対して、参加資格の確認結果に関する説明の要求書（任意様式）により、説明を求めることができる。篠栗町は、説明を求めた応募者の代表企業に対して、書面により回答する。

(1) 提出書類

参加資格の確認に関する説明の要求書（任意様式）

(2) 提出方法

持参による。

・受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月20日（金）16時まで

・提出先

「10.3 本事業に関する問い合わせ」まで

3.4.4 技術対話の実施

篠栗町は、希望する応募者に対し技術対話を実施する。

・実施日

令和8年2月16日（月）から令和8年2月20日（金）までの9時から16時までの篠栗町が指定する時間とする。見学会の所要時間は2時間以内を予定している。

・実施場所

篠栗町役場

・申し込み方法

技術対話への参加申込書（様式3）に必要事項を記入の上、技術対話資料（任意様式）とともに、「10.3 本事業に関する問い合わせ」の宛先に申し込むこと。事前申し込み期間は令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）16時までとする。

・注意事項

技術対話については、本事業の内容の理解を官民で深めるものとするため、技術的な対話のみとし、事前提案として位置づける。よって、参加資格がないとされた者に対しては実施しない。また、優先交渉権者の選定における評価点に影響するものではなく、対話の内容については公表しない。

3.4.5 参加の辞退

篠栗町からプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、参加を辞退する場合には、応募提出書類の提出期限日までにプロポーザル参加辞退書（様式II）を持参により提出すること。

3.4.6 参加時の提出書類

プロポーザル参加資格を有する旨の通知を篠栗町から受けた参加者（以下「参加者」という。）は、提出書類一式を次のとおり提出することとする。

(1) 提出書類

提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

(2) 提出方法

持参による。

・受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月6日（金）16時まで

・提出先

「10.3 本事業に関する問い合わせ」まで

3.4.7 費用の負担

参加に係る費用については、参加者の負担とする。

3.4.8 提出書類の取り扱い

(1)著作権等

ア) 参加者から提出された提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した提案書等の書類については、篠栗町が必要と認める場合には、篠栗町は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は複写をいう。）することができるものとする。

イ) 篠栗町は、提出された提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(2) 提出書類の返却

参加者から提出された書類は返却しない。

3.5 参加に関する留意事項

3.5.1 提出書類の書換え等の禁止

参加者は、提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

3.5.2 無効事項

次のいずれかに該当するものは無効とする。

- ・プロポーザル参加資格を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出書類が提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
- ・その他応募の条件に違反した場合

3.5.3 提出書類の虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とともに、指名停止措置を行うことがある。

3.5.4 応募の中止等

談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等によりプロポーザルによる審査を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザル公募の執行延期、再募集又はプロポーザル公募の中止等の対処を図る場合がある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとする。

3.5.5 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者がない等の理由により、本事業をDBO方式で実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を選定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

4 事業者の選定

4.1 優先交渉権者の決定

4.1.1 提案内容の審査

提案内容の審査は、提出された書面のほか、参加者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは令和8年3月に行う予定である。審査の詳細は「優先交渉権者選定基準」に示す。なお、プレゼンテーションの詳細は事前に参加者の代表企業に通知する。

4.1.2 参加書類に関するヒアリング

篠栗町は、提案内容確認のために、参加者に対してプレゼンテーションを通じてヒアリングを実施する。

4.1.3 最優秀提案の選定

各参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案に選定する。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案に選定する。

総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案を決定する。

4.1.4 優先交渉権者の決定

篠栗町は、審査委員会から選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀

提案者を次点交渉権者に決定する。

5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

5.1 事業契約に関する基本的な考え方

5.1.1 基本契約の締結

篠栗町は、優先交渉権者と交渉を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本契約を締結する。ただし、交渉が成立しなかった場合又は基本契約の締結までに辞退した場合は、次順位者と協議を行う。

なお、優先交渉権者決定日の翌日から基本契約の締結日までの間、優先交渉権者の構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、篠栗町は、優先交渉権者と基本契約を締結しない場合がある。

5.1.2 事業契約の締結

篠栗町は、基本契約の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する設計・建設の企業(共同企業体)と本事業にかかる設計及び建設工事請負契約を締結する。

さらに、篠栗町は、基本契約に基づき、本施設の維持管理に関し、特別目的会社 (SPC) と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する。

なお、建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約の2つの契約をまとめて、事業契約という。

5.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

5.2.1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号)に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、篠栗町が行う業務に係るリスクは篠栗町が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

5.2.2 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、篠栗町と事業者の分担概略を別紙3にリスク分担表として示す。なお、詳細については、今回公表の事業契約書(案)に規定し、最終的に事業契約書で明文化する。

5.3 対象業務における要求水準

事業者は、事業期間中、篠栗町が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び維持管理に要求する要求水準は、要求水準書等において示すものとする。

5.4 篠栗町による事業の実施状況のモニタリング

篠栗町は、事業者が提供する業務内容の実施状況の確認を目的にモニタリングを行う。

5.4.1 モニタリング内容

(1) 設計及び建設段階

篠栗町は、事業者が行う設計業務及び建設業務等が篠栗町の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が篠栗町で定める水準を下回ることが判明した場合、篠栗町は、業務内容の改善を求める。事業者は、篠栗町の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

(2) 運転維持管理段階

篠栗町は、事業者が行う運転維持管理業務について定期的に確認を行う。

事業者の実施する運転維持管理業務の水準が篠栗町で定める水準を下回ることが判明した場合、篠栗町は、業務内容の速やかな改善を求める。事業者は、篠栗町の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

5.4.2 モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用は、篠栗町が実施するモニタリングに係る費用は篠栗町が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

6 対象施設等規模及び配置に関する事項

6.1 規模に関する事項

6.1.1 施設の処理能力等

本事業において第1浄水場外に求める処理能力は下記のとおりとする。

第1浄水場 計画1日最大処理能力 4,200 m³/日

鳴淵ダム 計画1日最大取水量 3,500 m³/日

6.1.2 原水水質及び浄水水質

原水水質及び浄水水質要求水準は、要求水準書に示すとおりである。

6.1.3 土地の使用に関する事項

第1浄水場の敷地は篠栗町の所有地であるが、当該敷地以外の本事業の実施に必要な用地については事業者の責任において調達すること。

7 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約及び事業契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、篠栗町と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約及び事業契約に付帯する事業計画に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

8 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

8.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

篠栗町は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、篠栗町は、事業契約を解除することができるものとする。詳細については事業契約書において規定する。

8.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

9.1 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、篠栗町はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるが、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

9.2 その他の支援に関する事項

篠栗町は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力をを行うものとする。

10 その他事業の実施に際し必要な事項

10.1 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に応募の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、プロポーザル参加資格確認結果の通知前においては、篠栗町のホームページを通じて、また、プロポーザル参加資格確認結果の通知後においては、代表企業に通知する。

10.2 参加者を構成する法人等の名称の公表

優先交渉権者決定後までは、参加者を構成する法人等の名称は、原則として公表しない。また、優先交渉権者決定後も選定されなかった参加者については、構成する法人等の名称は公表しない。

10.3 本事業に関する問い合わせ

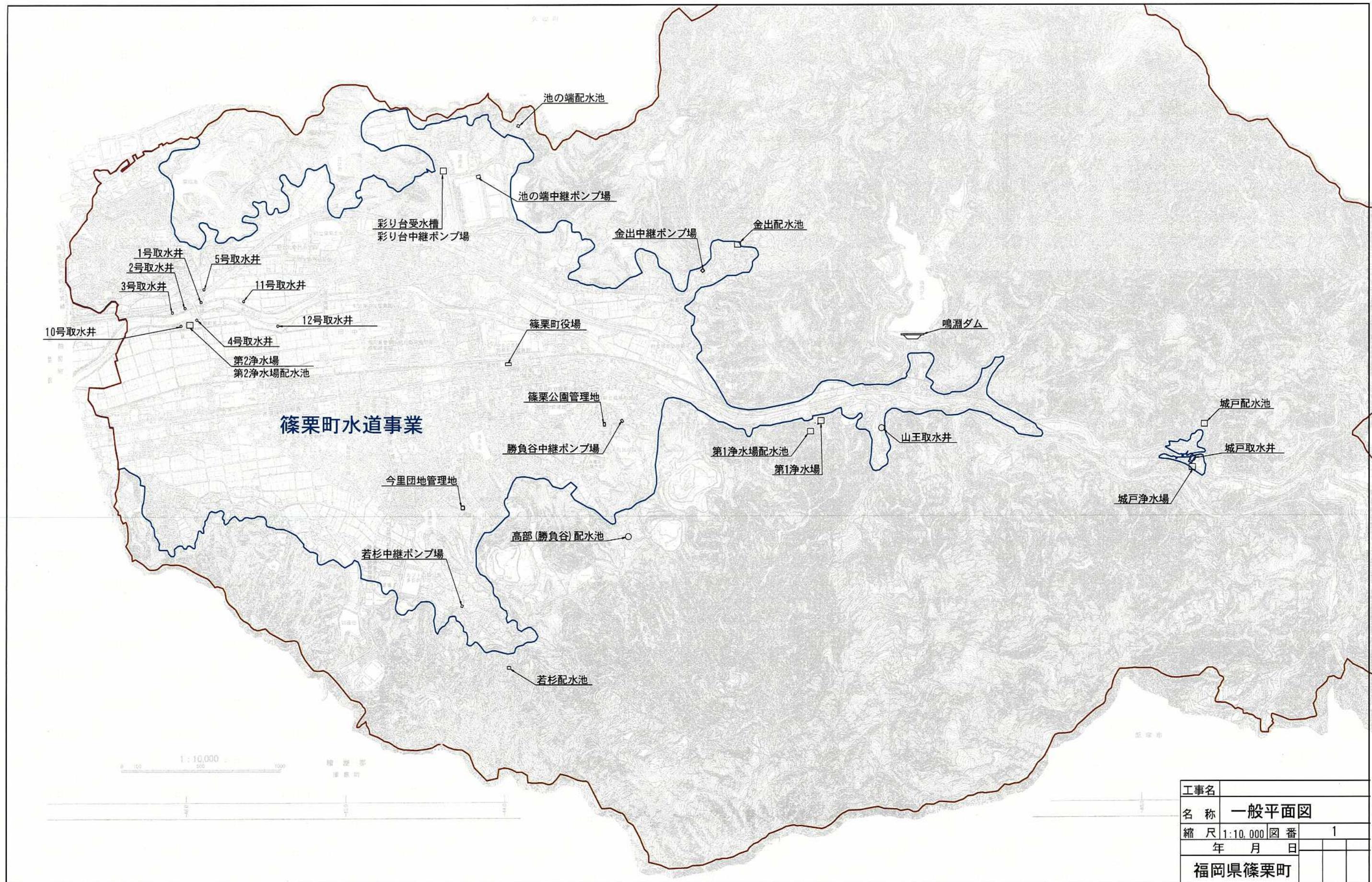
篠栗町上下水道課

電話 092-947-1257

FAX 092-947-1127

電子メール j-gyoumu@town.sasaguri.lg.jp

【別紙1】事業場所



別紙2



損失リスクの種類	損失リスクの内容	番号	損失リスクの分担		備考
			篠栗町	事業者	
実施手続き	募集要項、要求水準書等の手続きの誤り、内容の変更に関するもの	1	○		
事業範囲変更	委託事業（設計、工事、維持管理）の業務範囲の増大	2	○		
	委託事業（設計、工事、維持管理）の業務範囲の縮小	3	○	△	原則、契約時の金額支払いを前提
契約締結時	契約の締結不能、又は契約の延期について、発注者に責めがある場合	4	○		
	契約の締結不能、又は契約の延期について、受託者に責めがある場合	5		○	
法令等変更 (行政指導も含む)	当該事業に直接係る根拠法令の変更（水質規制の強化等）、新たな規制立法の成立	6	○		水道法及び水質基準に関する省令
	広く一般的に適用される法令の変更や新規立法など	7		○	労働基準法、排水基準に関する法令等
	その他の法令、規制等変更。	8	○	△	町による変更等は発注者が、その他は受注者がリスクを負う
許認可	当該事業にかかる許認可について受託者に責めがなく取得が遅延した場合	9	○		水道事業認可等
	当該事業にかかる許認可について受託者に責めがあり取得が遅延した場合	10		○	建築確認申請、各種申請等
第三者への賠償	水質・水量・水圧・給水等の悪化、騒音・振動・地盤沈下によるもの	11		○	通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合
		12	○	△	上記以外
	住民訴訟・苦情（断水、水質悪化等に伴う訴訟・苦情に伴うもの）	13		○	通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合
		14	○	△	上記以外
事故・災害	発注者の責めによる事故の発生	15	○		
	受託者の責めによる事故の発生	16		○	
	不可抗力による事故の発生 (地震、風水害等の天災、暴動やテロ、想定外の事故等)	17	○		想定内の耐震設計や風水害対策は設計で考慮されているものとする
	施設・設備の劣化等による事故	18		○	第1浄水場の新設施設・設備、及び既設利用の対象施設
		19	○	△	上記以外
設計・施工段階	施設・設備の機能・性能不足によるもの	20		○	
	受託者の作成する業務履行計画書の不備、施設・設備との不適合によるもの	21		○	
	発注者による指示書等の内容の不備によるもの	22	○		
	発注者による測量、地質調査結果の内容の不備によるもの	23	○		
	受託者側の労使間における労働争議によるもの	24		○	
	発注者の責めによる業務遂行上の不備 (設計・施工、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの	25	○		
	受託者の責めによる業務遂行上の不備 (設計・施工、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの	26		○	
	発注者の責めによる設計・施工範囲の増大及び設計・施工の遅延、着工の遅延	27	○		
	発注者の責めによる設計・施工範囲の縮小	28	○	△	原則、契約時の金額支払いを前提
	契約後の受託者の責めによる設計・施工範囲の増大及び設計・施工の遅延、納期の遅延	29		○	
維持管理段階	契約開始前の業務引き継ぎの不備によるもの	30	○		運転管理に必要情報伝達の不備を想定
	施設・設備の機能・性能不足によるもの	31		○	第1浄水場の新設施設・設備、及び既設利用の対象施設
		32	○		上記以外
	受託者の作成する業務履行計画書の不備、施設・設備との不適合によるもの	33		○	
	発注者による指示書等の内容の不備によるもの	34	○		
	受託者側の労使間における労働争議によるもの	35		○	
	発注者の責めによる業務遂行上の不備 (監視制御、補修、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの	36	○		
	受託者の責めによる業務遂行上の不備 (監視制御、補修、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの	37		○	
	設定した原水水質を超える変動により、施設の能力・機能上、要求水準を満足できない場合に係る運転管理費の増大	38	○		
	受託者の責めではない浄水場における原水水量不足	39	○		
	契約終了時の業務引き継ぎの不備によるもの	40		○	運転管理に必要情報伝達の不備を想定
	発注者の指示等による運転管理費増大	41	○		
	発注者による機器更新等の不備による事故・故障	42	○		
	受託者による施設点検の不備による事故・故障	43		○	
	受託者による施設の運転管理の不備による事故・故障	44		○	
財務	受託者側の責めによるものか明らかでない場合の事故・故障	45	○	△	協議の場を設けて決定する
	上記以外の要因による運転管理費増大	46	○		
物価変動	発注者側の責めによる不履行（支払遅延、不払等）	47	○	△	費用分担など協議の場を設けて決定する
	受託者側の責めによる不履行（倒産等）	48	○		
従事者の不正、犯罪	契約期間中の物価変動	49		○	一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受託者の負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）において定める
	消費税変更	50	△	○	
事業の中止	情報漏洩、横領等	51	○		
事業の中止	事業の中止	52		○	
		53	○		

【別紙4】 事業スキーム（例）

